すべての人を大切にするまちに

私たちが選ぶモノの裏側は？「ビジネスと人権」の視点で暮らしを考える

問 人権センター
（大路二、キラリエ草津３階）
☎563-1177、FAX563-7070

私たちの毎日の生活は、さまざまな企業が生み出す商品やサービスに支えられています。スーパーに並ぶ食料品、私たちが着る服、スマートフォンやパソコンといった製品まで、その多くは、企業が世界中の人々や資源と関わりながら作り上げています。

この企業活動と「人権」は、実は深く結びついています。最近、ニュースなどで「ビジネスと人権」という言葉を聞くことが増えてきました。「ビジネスと人権」とは、企業が事業活動を行うに当たって、全ての人権を尊重し、人権侵害をしないように責任を果たすことを指します。

あなたが買った商品のなかにも人権がある

企業が人権を尊重するというと、自社の従業員のことだけを考えると思われがちですが、それだけではありません。

例えば、私たちが何気なく購入した商品の原材料が、遠い国で児童労働や不当な低賃金によって作られていたとしたらどうでしょうか。また、工場が環境を破壊し、その地域の住民の健康な生活を脅かしていたらどうでしょうか。これらは全て、企業の活動が原因で、誰かの人権が侵害されているケースです。

現在、企業には、自社の活動だけでなく、原材料の調達から製造、販売に至るまでの全ての過程（サプライチェーンと呼びます）において、人権への悪影響がないか確認し、もし問題が見つかれば、それを解決する責任が求められています。

なぜ企業が人権を大切にする必要があるの？

企業が人権を尊重することは、単に「良いこと」だから行うのではありません。人権を守ることは、企業や社会にとっても、未来にわたって持続可能な活動を行うための土台です。

- **信頼の向上**

人権を大切にする企業は、消費者や取引先、投資家からの信頼を得ることができます。

- **国際的な要請**

国際連合（UN）が定めた「ビジネスと人権に関する指導原則」など、世界的なルールとして人権尊重が求められています。

市民として、私たちができること

企業活動と人権の問題は、遠いどこかの話ではなく、私たちの生活や労働とも深く関わっています。

まずは、私たちが買う商品が、どこで、誰に、どのような環境で作られているのか、その背景に関心を持つことが第一歩です。フェアトレード※の商品を選ぶなど、企業の取り組みを知り、応援することも行動の一つです。

もし、人権に配慮していないと思われる企業があれば、その問題について声を上げたり、人権を尊重している企業を評価したりすることも大切です。

こういった行動は、巡り巡って、私たちが社会で働く際にも、自分の人権が守られていくことにつながっていきます。

「すべての人を大切にするまち」の実現は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にもつながる、行政や企業だけではない、市民一人一人の意識と行動の積み重ねによって成り立ちます。私たちの暮らしを支える企業活動の「人権」にも関心を寄せ、持続可能でより良い社会づくりに参加していきましょう。

※立場の弱い生産者の労働環境などに配慮された商品取引の推進を図ることにより、人々の生活を助ける仕組みのこと

物価高対応子育て応援手当

0歳から高校３年生までのこどもに、１人当たり２万円を支給します。対象者には案内を送付しています。申請が必要な場合がありますので、詳しくは、案内か市ホームページをご確認ください。

対 平成19年４月２日～令和８年３月31日に生まれた児童

問 • こども家庭若者課（さわやか保健センター２階）☎561-2364、FAX561-6780
• こども家庭庁コールセンター ☎0120-252-071（平日９：00～18：00）

11月定例市議会

昨年11月28日に開会し、市長が提出した26議案を原案どおり可決等しました。また、議員が提出した意見書１件を否決とし、12月19日に閉会しました。主な議案は次のとおりです。

《市長が提出したもの》

補正予算＝令和７年度草津市一般会計補正予算（第４号）など

条例案件＝草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案など

一般議案＝指定管理者の指定につき議決を求めることについてなど

人事案件＝草津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

《議員が提出したもの》

意見書＝多様な民意を切り捨てる比例定数の削減に反対する意見書（案）

問 • 総務課（３階）☎561-2301、FAX561-2483
• 議事庶務課（３階）☎561-2413、FAX561-2485

所得税の還付申告はお早めに

所得税の確定申告期間は、２月16日(月)～３月16日(月)です。草津税務署では、この期間以前でも所得税の還付申告の受付を行っていますが、事前予約制ですので、ご注意ください。国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーからも申告できます。

国税庁ホームページはこちら　確定申告書等作成はこちら

●確定申告はスマホとマイナポータル連携でさらに便利！

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書などの作成、e-Taxでの送信ができます。自動計算されるので、計算誤りがありません。

- **操作しやすいスマホ専用画面**

確定申告書等作成コーナーでは、所得税の全ての画面でスマホでも操作しやすい専用画面が提供され、スマホ申告がますます便利になっています。

- **スマホ用電子証明書に対応**

スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成やe-Tax送信ができます。利用者証明用電子証明書のパスワードは、スマホの生体認証機能などを利用できます（機種によって異なります）。スマホ用電子証明書について、詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

●マイナポータル連携とは？

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書などのデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能です。使用するには、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ（またはICカードリーダライタ）が必要です。また、マイナポータルの利用者登録や、マイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。詳しくは、マイナポータル連携特設ページをご覧ください。

※収入関係や控除関係の情報は、情報提供元が情報を登録された後に連携が可能となりますので、ご注意ください

問 • 草津税務署
個人課税部門（大路二）
☎562-1315（音声案内）
• 税務課 市民税係
（１階９番窓口）
☎561-2309、FAX561-2479

人権擁護委員が決定しました

鶴田真理子さんが法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。任期は１月１日(木・祝)から令和10年12月31日(日)までです。人権相談や啓発活動などを行います。

問 • 大津地方法務局 人権擁護課（大津市）☎522-4673、FAX522-5317
• 人権政策課（６階）☎561-2335、FAX561-2488

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
2015年９月に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」を理念とする、国際社会共通の目標です。先進国と途上国が一丸となって、目標の達成をめざします。市でも第６次総合計画で、SDGsの視点を踏まえたまちづくりを進め、広報くさつでは、該当する記事にアイコンを表示します。